

公的介護施設等設置運営法人選考に係る選定基準について

公的介護施設等の選考において、次の審査基準に重点をおき評価しますのでご留意ください。

1 書類審査（計 205 点）

- (1) 基本方針が適切であること。(15 点)
- (2) サービス内容に応じた空間構成が適切であること。(20 点)
- (3) 指定事業の運営が適切であること。(20 点)
- (4) 職員体制が適切であること。(25 点)
- (5) 利用者の健康管理及び感染症予防等の衛生管理が適切であること。(10 点)
- (6) 危機管理・安全管理が適切であること。(10 点)
- (7) 地域の福祉サービス拠点としての考え方（地域還元を含む）が適切であること (25 点)
- (8) 情報公開と個人情報の保護、コンプライアンスの考え方が適切であること。(10 点)
- (9) 収支計画が適切であること。(30 点)
- (10) 法人の運営状況が安定していること。(25 点)
- (11) 事業実績が適切であること。(15 点)

2 面接審査（計 50 点）

- (1) 応募の動機が認められること。(10 点)
- (2) 強い意欲と積極的な姿勢が感じられること。(10 点)
- (3) 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って処遇を行うことが感じられること。(10 点)
- (4) 職場環境向上の取組が適切であること。(5 点)
- (5) 地域住民や福祉人材等との連携（地域還元を含む）に対する考え方が適正であること。(10 点)
- (6) 提出書類から得られた内容を踏まえ、面接審査で的確な提案を行っていること。(5 点)

3 その他加点（25 点）【新設の場合に限る】

- (1) 市街化区域での整備。(5 点)
- (2) 「(看護) 小規模多機能型居宅介護」の設置。(5 点)
- (3) 「共生型サービス」の設置。(5 点)
- (4) 「医療型短期入所」の設置。(5 点)
- (5) 地域交流スペースを整備する計画。(5 点)

＜5 点：60 m²以上/4 点：50 m²以上 60 m²未満/3 点：40 m²以上 50 m²未満/2 点：30 m²以上 40 m²未満/1 点：30 m²未満＞

4 設置運営法人の決定

募集要項の優先順位に基づき、審査結果を総合的に評価し、合計得点が高い計画を優先して選定を行います。
審査結果の合計得点が満点の 60 %に満たない場合は、失格とする。(加点を除く)

5 川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会高齢者施設整備選定部会 委員

- ・大原 一興（横浜国立大学 名誉教授）
- ・竹田 幸司（田園調布学園大学 教授）
- ・堀越 ひろみ（公益社団法人長寿社会文化協会第三者評価事業部 調査評価員）
- ・尾石 恵美子（一般社団法人川崎市介護支援専門員連絡会 副会長）
- ・石川 亮（公認会計士）

6 その他

本委員会是非公開とする。